

## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五及び第二条の六を次のように改める。

第二条の五及び第二条の六 削除

第五条の二第一項中「第十一条の九第三項」を「第十一条の十第三項」に改める。

別記様式第八号の五中「~~第二十九号~~」を「~~第二十九号~~」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号（一）を次のように改める。

別記様式第二十一号

年度( )月個人県民税当初・確定・分離課税額報告書																		
区	分	県	民	税	市	町	村	民	税	納税義務者数				備考				
										均	所	均	均					
普通徴収		均		等		割		み		人		計		人				
普通徴収	所得割	分離課税以外の分									/							
		退職所得	長期譲渡所得分															
			短期譲渡所得分															
		分離課税	一般株式等の譲渡所得等分															
			先物取引の雑所得等分															
		計 (1)															/	
	特別徴収	当該年度所得割	均等割 (2)															
			分離課税に係る退職所得分	長期譲渡所得分														
				短期譲渡所得分														
			以外所得割	一般株式等の譲渡所得等分														
				先物取引の雑所得等分														
			計 (3)									/						
			課税	小課税総額 (2)+(3) (4)														
翌年度の収入となるべき額 (5)																		
徴収	当該年度の収入となるべき額 (4)-(5) (6)																	
	分離課税に係る退職所得分 (7)																	
計 (4)+(7) (8)									/									
前年度課税分で当該年度の収入となるべき額 (8)																		
徴収区分	給与に係る特別徴収		均等割		所得割													
	公的年金等に係る特別徴収		均等割		所得割													
当該年度の収入となるべき額 (1)+(6)+(7)+(8)			(A)	円	(B)	円	(C)(A)+(B)円											
普通徴収 (9)										森林環境税								
特別徴収	当該年度分	課税総額 (10)																
		翌年度の収入となるべき額 (11)																
		当該年度の収入となるべき額 (10)-(11) (12)																
		前年度課税分で当該年度の収入となるべき額 (13)																
当該年度の収入となるべき額 (9)+(12)+(13)										(D)		円						
県民税調定額		$\frac{\text{A}}{\text{(C)} + \text{(D)}}$		按分率② (県民税(令和5年度以前賦課決定分)) $\frac{\text{A}}{\text{(C)}}$		按分率③ (森林環境税) $\frac{\text{D}}{\text{(C)} + \text{(D)}}$												
埼玉県条例第27条第 項の規定により報告します。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長																		
市町村長																		

注意 1 当初課税額の報告をする場合には、分離課税に係る退職所得分の所得割は含めないこと。  
 2 地方税法附則第33条の3に規定する「土地等に係る事業所得等の金額」については、普通徴収の「分離課税以外の分」欄に記載すること。  
 3 納税義務者数については、当該区分のいずれかに該当するものであること。  
 4 分離課税に係る退職所得分の報告をする場合には、「納税義務者数」、「控除税額」、「<sup>県民</sup>按分率」及び「県民税調定額」の各欄は記載しないこと。

別記様式第二十二号

年度（ 年 月分）個人の県民税課税額異動及び払込報告書																
区 分	県 民 税 課 税 額			県・市町村民税、森林環境税徴収額					県 民 税 払 込 額	県民税不納欠損累計額	収入歩合					
	前月までの計	本月分	累計	前月までの計	本 月 分			累 計								
					徴収額	還付額	差引徴収額		按分率	前月までの計	本月分	累計				
税 額	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）	円	円	円	円	円	円	円	①	円	円	円	円	%		
	内 訳	普通徴収														
		特別徴収（給与）														
		特別徴収（公的年金等）														
	滞納繰越分	令和6年度分以降								①						
		平成19年度から令和5年度分								②						
		平成18年度分以前														
		小 計														
	計															
	延 滞 金	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）	/							①					備 考	
令和6年度分以降																
平成19年度から令和5年度分											②					
平成18年度分以前																
小 計																
計																
合 計																

年 月徴収分の個人の県民税を上記のとおり払い込みます。  
年 月 日

(宛先)  
埼玉県

県税事務所長

市町村長

- 注意 1 毎月の払込みの際に作成すること。
- 2 3月31日現在の按分率によつて清算される3月から5月までの徴収分の払込みについては、清算した後実際に払い込む場合の金額を県民税払込額の本月分の欄に記載するものとし、その清算内訳は、別紙明細書に記載し、本報告書に添付すること。
- 3 按分率①については森林環境税課税額を加えて算出したものを記載し、按分率②については森林環境税課税額を除いて算出したものを記載すること。

別記様式第二十二号(二)を削る。

別記様式第二十三号(一)を次のように改める。

別記様式第二十三号

年度（ 年 月分）個人の県民税清算払込明細書										
区 分	2月までの県民税市町村民税森林環境税の総徴収額 (1)	確定(3月31日)の按分率 (2)	2月までの県民税払込確定額 (1)×(2) (3)	2月までの県民税払込累計額 (4)	払込過不足額 (3)-(4) (5)	本月分県民税市町村民税森林環境税の総徴収額 (6)	本月分県民税払込額 (6)×(2) (7)	払込過不足額を清算した払込額 (7)+(5) (8)	県民税払込累計額 (4)+(8) (9)	備考
税 納 繰 越 分 額	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）	※ 円	①	円	円	円	※ 円	円	円	
	令和6年度分以降	※				※				
	平成19年度から令和5年度分		②							
	平成18年度分以前									
	小 計									
計										
延 滞 納 繰 越 分 金	現年課税分（当該年度の収入となるべき額）	※	①			※				
	令和6年度分以降	※				※				
	平成19年度から令和5年度分		②							
	平成18年度分以前									
	小 計									
計										
合 計										
個人の県民税払込報告書の清算に係る明細は、上記のとおりです。										

注意 ※印の欄は、森林環境税の総徴収額を含めた金額を記載すること。

別記様式第二十三号(二)を削る。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第二十四号

年度個人の県民税に係る滞納状況報告書															
区分	調定額 (1)		収入額 (2)		不納欠損額 (3)		収入未済額 (1)-(2)-(3) (4)		徴収猶予額		換価額の 換猶予額		滞納処分の 停止額		備考
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
現年課税分 (当該年度の収入 となるべき額)	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
滞納繰越分	令和6年度分以降														
	平成19年度から令和5年度分														
	平成18年度分以前														
	小計														
合計															

埼玉県税条例第27条第4項の規定により上記のとおり報告します。  
 年 月 日  
 (宛先)  
 埼玉県 県税事務所長 市町村長

- 注意 1 収入額欄(2)には、還付未済額を含めて計上し、収入未済額欄(4)には実際の収入未済額を記入して、備考欄に還付未済額を記入しておくこと。
- 2 現年課税分については、5月31日現在の状況を記入し、滞納繰越分については、3月31日現在の状況を記入すること。

別記様式第二十六号（一）を次のように改める。



別記様式第二十六号

個人の県民税に係る徴収取扱費の額についての報告書（ 年 月報告分）					
区	分	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額	備考
令和6年度分以降	納税義務者数に対する分	人	/	円	
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	あん (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	あん (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付した額	円	/		
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	あん (按分率)		
平成19年度から令和5年度分	納税義務者数に対する分	人	/		
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	あん (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	あん (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円	/		
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	あん (按分率)		
平成18年度分以前	払込金額に対する分	円	$\frac{7}{100}$		
	納税通知書等に対する分	通	60円		
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	あん (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	あん (按分率)		
合	計	/	/		
埼玉県条例第30条第2項及び第3項の規定により上記のとおり報告します。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長 市町村長					

- 注意 1 各区分の算出基礎の対象となる期間は、次のとおりである。
- (1) 10月報告分…当該年度の4月1日から9月30日まで
  - (2) 4月報告分…前年度の10月1日から3月31日まで。ただし、「納税義務者数に対する分」については、前年度の4月1日から3月31日までに賦課決定したもの
- 2 平成19年度分から令和5年度分まで及び令和6年度分以降に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」の乗率等については、報告時期により次の[1]又は[2]のとおりとし、そのいずれかを備考欄に記載すること。
- (1) 10月報告分…納税義務者数×3,000円×1/2
  - (2) 4月報告分…納税義務者数×3,000円-前年度10月報告分の徴収取扱費の額
- また、過年度課税分（平成19年度分から令和5年度分まで及び令和6年度分以降に限る。）について賦課決定の取消しが行われた場合については、(1)又は(2)の額から対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額とするとともに、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。
- 3 平成18年度分以前に係る徴収取扱費のうち、「納税通知書等に対する分」の算出基礎については、納税通知書、特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書及び退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の通数の合計を記載すること。
- 4 按分率については森林環境税課税額を除いて算定したものを記載すること。

別記様式第二十六号(二)を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別記様式第二十二号(二)、別記様式第二十三号(二)及び別記様式第二十六号(二)を削る改正規定 公布の日

二 別記様式第二十一号、別記様式第二十二号(一)、別記様式第二十三号(一)、別記様式第二十四号及び別記様式第二十六号(一)の改正規定 令和六年六月一日

三 第五条の二及び別記様式第八号の五の改正規定 令和七年一月一日